

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の目的

我が国では、人口減少ならびに少子高齢化における諸問題が危惧されています。

これまで人口の増加に伴って郊外への開発が進み、市街地拡散が進展してきましたが、地方都市を中心に低密度化が進行しています。そのため、日常生活に必要な医療、福祉、商業等の都市機能の喪失や地方財政状況の悪化等の事態も懸念され、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりの推進が強く求められ、持続可能な都市経営を可能とすることがまちづくりの大きな課題となっています。

このような状況を受け、誰もが安心して暮らせるよう、国では地域活力の維持を図るとともに、商業・医療福祉・公務等の都市機能を確保し、地域公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため、平成26(2014)年に都市再生特別措置法を改正し、「立地適正化計画」が制度化されました。

これにより、従来の都市計画法を中心とした土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導、公共交通などを含めた都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するため行政と住民や民間事業者が一体となった各種の取組が定められます。

本町においては、亀津・亀徳地域の市街地を中心にまとまりのあるコンパクトなまちが形成されていますが、新たな宅地開発が市街地を取り囲む丘陵地にて拡散的に行われている状況にあります。また、今後さらなる人口減少・高齢化に伴う医療、福祉、商業、公共交通等の生活サービスの低下も懸念されます。

これらを踏まえ、住民が安心して暮らしていくために、生活環境の確保や持続可能な都市経営を目指し、本町の特性を踏まえた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進を目的として「徳之島町立地適正化計画」を策定するものです。

これまで周辺地域からの流入により、市街化が広がってきたが、今後は周辺部も含めて急速な人口減少が見込まれている

人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない

人口減少・高齢者の増加という人口動態の変化に加え、厳しい財政制約の下で、社会資本の急速な老朽化への対応

- 住民の日常生活が不便になってしまう
- 財政の負担が増え、持続的な行政運営ができなくなる 等

コンパクト・プラス・ネットワークの必要性

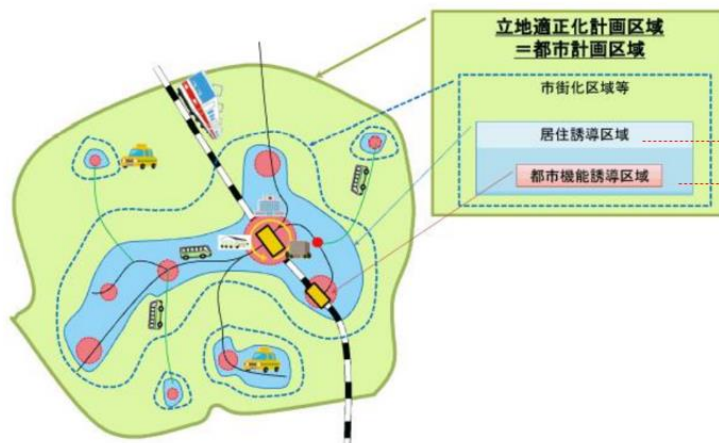
○人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者も安心して暮らせるよう、**地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。**
(コンパクト・プラス・ネットワーク)

【コンパクト・プラス・ネットワークの効果】

- ◆医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供される
- ◆その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保される
- ◆コンパクトなまちづくりを進めることにより、高齢者にとっては、自然と外出してまちを歩くようになるなど、健康な生活を送ることができる
- ◆コンパクトなまちづくりを進めることは財政面での持続可能性の向上、ひいては持続可能な都市経営の推進にも寄与する

立地適正化計画の概要

- 都市計画マスタープランを策定している多くの都市では、コンパクトシティという目標のみが示されるに留まっており、具体的な施策まで作成している都市は少ないのが現状です。
- 具体的な施策を推進するため、「立地適正化計画」が制度化されました。これは、**都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているものです。**



居住誘導区域内における居住環境の向上や公共交通の確保等、居住を誘導するための施策を設定

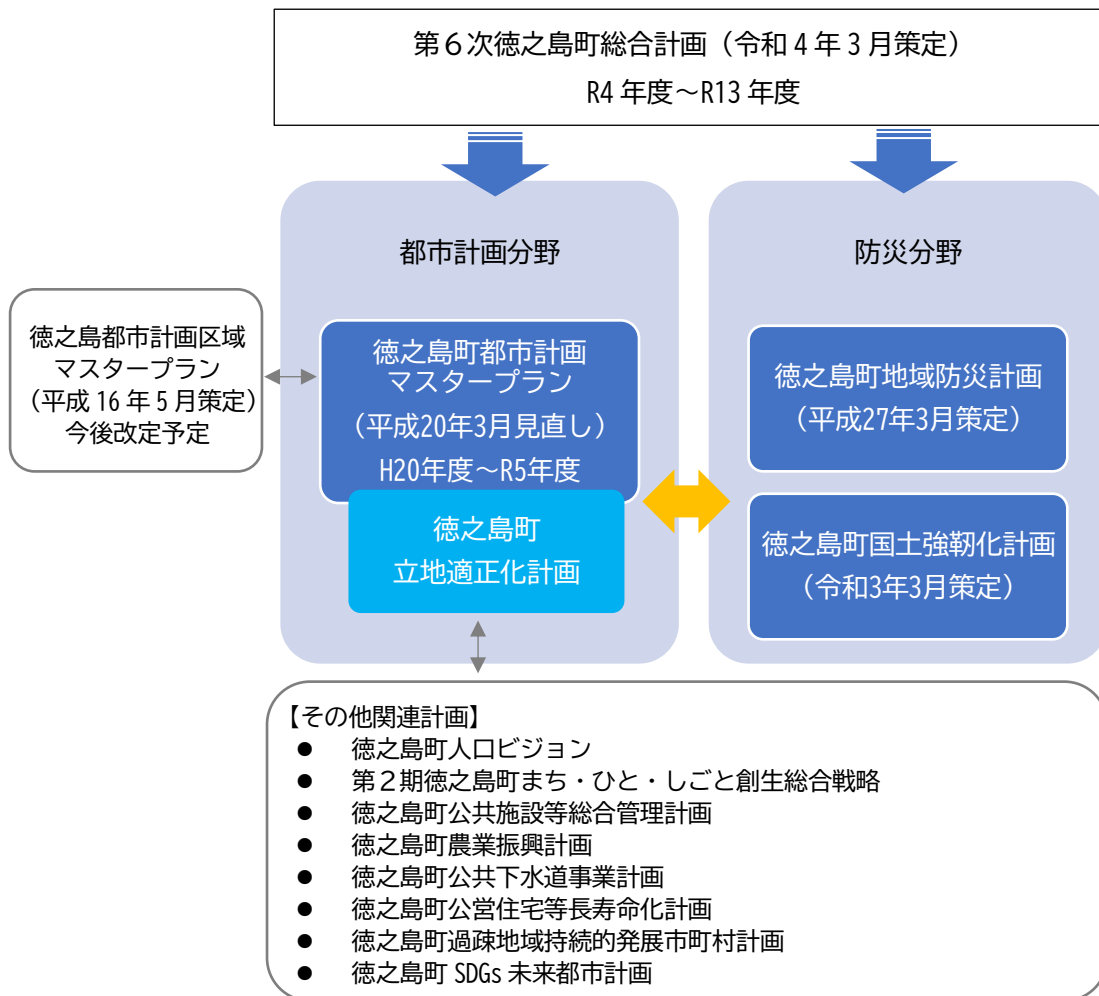
医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。**都市機能誘導区域内**に誘導施設の立地を誘導するための施策を設定

2 計画の位置付け

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業・公共施設、交通環境等の様々な都市機能の誘導により、持続可能な都市づくりを目指すための計画です。

また、本計画は市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。

上記を踏まえた、本町における立地適正化計画の位置付けは以下のとおりです。



3 計画の期間

本計画は、徳之島町都市計画マスタープランとの整合性を踏まえ、長期的展望に基づいた計画です。

都市機能の誘導は、短時間で実現は難しく、計画的な時間軸を進めていく必要があることから、概ね20年後を目標（2040年）として定めます。

ただし、計画の進捗状況や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとします。

4 計画の対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域内の区域について市町村が方針を定める計画です。本町では、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全域（459ha）を立地適正化計画の対象区域とします。なお、用途地域の指定はありません。



5 主な関連計画の整理

(1) 第6次徳之島町総合計画

第6次徳之島町総合計画（令和4(2022)年度～令和13(2031)年度）	
基本目標	基本目標1 未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり 基本目標2 支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり 基本目標3 豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくり 基本目標4 学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくり 基本目標5 安全・安心で持続可能なまちづくり 基本目標6 絆を育み、ともに考え行動するまちづくり

基本目標

基本目標1 未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり

- ◆農業の振興 ◆水産業の振興 ◆商業の振興 ◆観光の振興
- ◆新たな産業創出と雇用の確保 ◆学校教育の充実 ◆幼児教育の充実
- ◆ふるさと納税制度の推進による地域活性化

基本目標2 支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり

- ◆子育て支援・児童福祉の充実 ◆障がい者福祉の充実
- ◆健康・医療の充実 ◆高齢者福祉の充実 ◆地域福祉の充実

基本目標3 豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくり

- ◆自然環境・生態系の保護・保全 ◆循環型社会の推進 ◆林業の振興
- ◆地域情報化の推進 ◆公園緑地の整備 ◆住環境の充実

基本目標4 学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくり

- ◆生涯学習・生涯スポーツ活動の振興 ◆青少年健全育成の推進
- ◆郷土文化の継承・活用 ◆男女共同参画社会の推進

基本目標5 安全・安心で持続可能なまちづくり

- ◆計画的な土地利用の推進 ◆道路・交通網の整備・充実
- ◆交通安全の推進 ◆上下水道の整備 ◆地域防災の充実
- ◆消防・救急の充実

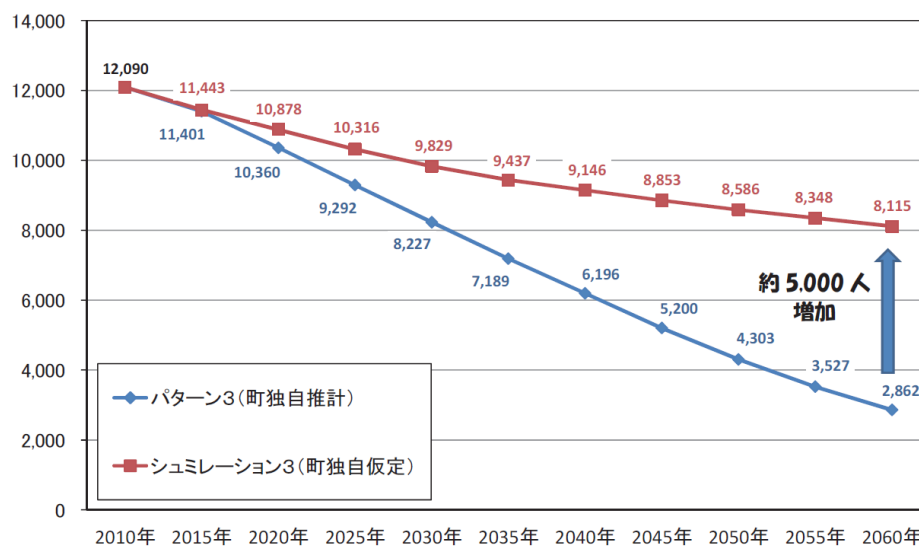
基本目標6 絆を育み、ともに考え行動するまちづくり

- ◆地方自治、地域コミュニティ形成の推進 ◆行財政運営の効率化
- ◆広域連携の推進 ◆防犯体制の充実 ◆その他

(2) 徳之島町人口ビジョン

徳之島町人口ビジョン（平成 28(2016)年度～令和 42(2060)年度）

人口長期展望 人口減少のスピードを抑制し、令和 42(2060)年に人口 8,000 人を目指す



(3) 第2期徳之島町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期徳之島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）

基本目標

- 基本目標 1 徳之島町にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす
 - 基本目標 2 徳之島町への新しいひとの流れをつくる
 - 基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる
 - 基本目標 4 時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
-
- 横断的な目標 1 SDGs（持続可能な開発目標）の実現による持続可能なまちづくり
 - 横断的な目標 2 地域における Society5.0 の推進
 - 横断的な目標 3 世界自然遺産登録による交流人口の拡大と均衡ある発展

※横断的な目標とは、基本目標1～4の全てに関連する共通取組目標

(4) 徳之島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

徳之島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画の目標

【基本理念】

「南の島の自然と風土を活かし、人と人とのふれあいを大切にし、住みよさと快適さを追及するすこやかまちづくり」

■市街地の効率的な交通ネットワークを確保したまちづくり

幹線道路の整備による広域ネットワークの形成及び拠点間、集落間を結ぶ軸の強化によるまちの活性化を図る。

■便利で快適な生活を送れるまちづくり

誰もが利用しやすい魅力ある中心市街地の形成を目指して、密集市街地の解消と道路・下水道等都市基盤の整備を図る。また、適切な土地利用の規制誘導による快適な生活環境を創出し、併せて農地等の保全を図る。

■徳之島町らしさを育むまちづくり

豊かな島の風土を育む自然環境の保全と併せて、地域の特性を活かし、河川・海岸等水辺空間の活用による身近に自然や歴史と触れ合える場づくりと、安心して暮らせる住宅地の形成による安らぎを感じる街並み創造や景観の保全を図る。



(5) 徳之島町都市計画マスタープラン

徳之島町都市計画マスタープラン（平成 20(2008)年度～令和 5 (2023)年度）

都市計画の目標

【基本理念】

「南の島の自然と風土を活かし、人と人とのふれあいを大切にし、住みよさと快適さを追及するすこやかまちづくり」

徳之島町は徳之島全体の都市機能の中心である亀津・亀徳地区の市街地、幹線道路沿いに連なる集落、そして島の内側へ向かって広がる豊かな農地や山林から構成されており、この亀津・亀徳地区が都市計画区域となっています。

徳之島町の将来像としては、この市街地の都市機能を強化育成するとともに、周辺の集落と市街地を交通の軸となる道路で緊密に結ぶことにより、町全体で便利に快適な生活ができるようなまちづくりを目指します。また、島の豊かな環境を大切にし、美しい海辺や農地と共存する緑地、大切な水を蓄える樹林地等の保全を図ります。



(6) 徳之島町地域防災計画

徳之島町地域防災計画（平成 27(2015)年度～

計画の理念	<p>徳之島町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づき施策の基本方針を以下のように体系化する。</p> <p>なお、施策の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none">○地域特性に則した計画的な災害予防の実施○災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施○被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進
-------	--

(7) 徳之島町国土強靱化計画

徳之島町国土強靱化計画（令和 3(2021)年度～

基本目標	<p>復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な地域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが本町の将来を描く上で極めて重要である。このため徳之島町の強靱化に向けた基本目標として、基本計画や鹿児島県地域強靱化計画に基づき、次のように設定する。</p> <p>大規模な自然災害が起こっても、</p> <ul style="list-style-type: none">①町民の人命の保護が最大限に図られること②町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること③町の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること④迅速な復旧・復興が図られること
------	--

(8) 徳之島町公共施設等総合管理計画

徳之島町公共施設等総合管理計画（平成 29(2017)年度～

背景と目的	<p>現在、人口の減少や少子高齢化を受けて、公共施設等に対する利用需要に変化が生じている。また、これまでに建設された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれる。</p> <p>一方、財政面でも、人口減少による町税収入の伸び悩み、普通交付税の減少等の影響により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっている。</p> <p>長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するため、徳之島町公共施設等総合管理計画を策定している。</p>
-------	--